

国民年金保険料の改定と 学生免除申請を 受け付けます

4月から国民年金保険料は、月額で16,260円、
年額で195,120円に改定になります。

**保険料の納付は便利で安心
な口座振替などがお勧め**

保険料の納付は、金融機関や郵便局での口座振替が便利です。また、クレジットカードでの納付もできます。口座振替、クレジットカードでの納付を希望する人は事前に申請をしてください。

前納をするとお得な割引制度もあります。割引額は、下記の表のとおりです。

納付区分	2年分	1年分	6か月分	1か月分
	4月～平成30年3月分	4月～平成29年3月分	4月～9月分・ 10月～平成29年3月分	各月分
毎月納付	393,000円 16,260円×12か月 +16,490円×12か月	195,120円 16,260円×12か月	97,560円 16,260円×6か月	
納付書で前納		191,660円 割引額 3,460円	96,770円 割引額 790円	16,260円
口座振替・ クレジットカード で前納	377,310円 割引額 15,690円	191,030円 割引額 4,090円	96,450円 割引額 1,110円	

※2年分納付する場合、平成29年度保険料の16,490円は決定ではありません。377,310円も増減する場合があります。

**国民年金保険料の免除の
申請を受け付けます**

国民年金に加入している20歳以上の学生で、前年所得が118万円以下の人は、在学中の保険料が猶予される学生納付特例の制度があります。

新たに国民年金に加入する人でこの制度を利用する場合は、加入時に申請してください。

また、すでに制度を利用している人で継続利用をする場合も、毎年4月以降に申請が必要です。
申請に必要なもの

- ▽年金手帳
- ▽学生証の写しまたは在学証明書

申請・問い合わせ先

備後府中年金事務所（☎41-7421）または市役所市民課（☎43-7129）、上下支所市民生活係（☎62-2114）

■外出支援サービス「おでかけタクシー券」

対象	持参するもの
次の全てに該当する人 ▷おおむね65歳以上 ▷市民税非課税世帯 ▷地域的な事情または心身の傷害・疾病などで公共交通機関の利用が困難 ▷通院のために定期的（月1回以上）にタクシーを利用する ※申請後、書類審査のうえ、交付決定します。	・印鑑 ・医療機関の領収書 ・その通院に利用した往復のタクシー領収書 ※領収書は申請月または前月のもの。
申請・問い合わせ先 長寿支援課（リ・フレ内・☎40-0222）または上下支所市民生活係（☎62-2114）	

■身体障害者・知的障害者福祉タクシーチケット

対象	持参するもの
▷身体障害者手帳を持ち、下肢・体幹・移動・視覚・腎臓の障害等級が1級～3級または呼吸器の障害等級が1級の人 ▷療育手帳①・A・②を持っている人 ※施設入所者は除く。身体障害者手帳3級または療育手帳②を持っている人は、市・県民税の所得割が世帯の誰にも課税されていない場合のみ対象。	・身体障害者手帳または療育手帳 ・印鑑
申請・問い合わせ先 地域福祉課（☎43-7148）または上下支所市民生活係（☎62-2114）	

■精神障害者福祉タクシーチケット

対象	持参するもの
精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ※上下町在住の人は、原則として健康づくり係で交付します。	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑
申請・問い合わせ先 健康医療課元気づくり係（リ・フレ内・☎47-1310）または健康づくり係（上下保健センター内・☎62-2231）	

複数のチケットの交付はできませんので、ご注意ください。